

公表資料

令和8年3月24日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和7年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和7年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）
- 事務官等：行政職俸給表（一）7級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和7年10月1日～同年12月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	20	-	35	55

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	5	1	-	-	-	1	-	-	7	39	2	-	55

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和7年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	稲崎 精一郎	57	海上自衛隊徳島教育航空群司令	R7.8.25	R7.10.29	海上自衛隊徳島教育航空群司令	R7.8.25	R7.11.14	隊務統括	R7.11.14	R7.11.15	吉田海運ロジソリューションズ株式会社	物流業務	課長相当	無	有
2	小林 知典	57	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	R7.10.8	R7.11.10	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	R7.10.8	R7.11.30	部務掌理	R7.11.30	R7.12.1	三菱重工マリタイムシステムズ株式会社	船舶建造・修理	顧問(嘱託社員)	無	有
3	松永 毅	60	海上自衛隊佐世保衛生隊司令 兼 佐世保地方総監部管理部衛生監理官	R7.11.12	R7.11.18	海上自衛隊佐世保衛生隊司令 兼 佐世保地方総監部管理部衛生監理官	R7.11.12	R7.11.30	隊務統括及び衛生管理に係る専門的助言	R7.11.30	R7.12.1	独立行政法人労働者健康安全機構	勤労者と地域住民への医療の提供	長崎労災病院臨床検査科部長	無	無
4	植田 英裕	57	自衛隊情報保全隊東部情報保全隊長	R7.9.16	R7.11.19	自衛隊情報保全隊東部情報保全隊長	R7.9.16	R7.12.1	東部情報保全隊隊務運営に関する業務	R7.12.1	R7.12.2	株式会社明治記念館C&S	総合記念事業	法人営業スタッフ	無	有
5	古賀 幹徳	57	陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長 兼 北宇都宮駐屯地司令	R7.7.2	R7.10.8	陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長 兼 北宇都宮駐屯地司令	R7.7.2	R7.12.1	航空学校宇都宮分校長及び北宇都宮駐屯地司令としての業務	R7.12.1	R8.1.5	Bell Textron株式会社	航空機の販売、顧客サポート	政府連絡マネージャー	無	有
6	篠田 和彦	57	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団通信保全監査隊長	R7.4.22	R7.10.17	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団通信保全監査隊長	R7.4.22	R7.12.1	通信保全監査隊の指揮・監督に関する業務	R7.12.1	R7.12.2	パナソニックコネクスト株式会社	サプライチェーン、公共サービス等分野向け機器の開発等	アドバイザー(嘱託)	無	有
7	中力 修	57	陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長	R7.10.16	R7.10.30	陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長	R7.10.16	R7.12.1	駐屯地の保守・管理及び駐屯部隊に対する各種支援業務に関する指揮・統制	R7.12.1	R7.12.2	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社	化学製品・電子材料の製造販売	総務部担当部長兼人事部担当部長	無	有
8	平松 良一	57	陸上自衛隊北部方面混成団長	R7.8.7	R7.10.3	陸上自衛隊北部方面混成団長	R7.8.7	R7.12.1	北部方面混成団の指揮・監督	R7.12.1	R7.12.2	弘済企業株式会社	保険代理事業等	保険部部長付	無	有
9	右田 竜治	58	航空幕僚監部首席法務官	R7.11.6	R7.11.25	航空幕僚監部首席法務官	R7.11.6	R7.12.4	法務業務に関する航空幕僚長の補佐及び首席法務官における業務の掌理	R7.12.4	R8.1.1	公益財団法人原子力安全研究協会	原子力の安全性に関する調査研究等	主任研究員	無	有
10	平岡 文雄	58	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R7.7.30	R7.10.28	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R7.7.30	R7.12.14	隷下部隊に対する監査の実施及び改善の促進に関する業務	R7.12.14	R7.12.15	日本通運株式会社	総合物流業	公用営業部顧問	無	有
11	吉田 昭則	58	航空自衛隊第12飛行教育団司令 兼 防府北基地司令	R7.12.9	R7.12.11	航空自衛隊第12飛行教育団司令 兼 防府北基地司令	R7.12.9	R7.12.14	操縦教官の育成及び防府北基地業務の指揮監督	R7.12.14	R8.2.1	株式会社WECARS	自動車売買、車検整備及び修理業務	本社スタッフ	無	有
12	原田 一樹	57	航空自衛隊北部高射群司令	R7.5.7	R7.6.20	航空自衛隊北部高射群司令	R7.5.7	R7.12.15	北部高射群の隊務運営に関する監督指導	R7.12.15	R8.1.1	日本梱包運輸倉庫株式会社	貨物自動車運送業等	係長(嘱託職員)	無	有
13	黒木 忠俊	58	航空自衛隊航空開発実験集団司令部総務部長	R7.7.28	R7.9.16	航空自衛隊航空開発実験集団司令部総務部長	R7.7.28	R7.12.21	隊務の掌理、管理監督	R7.12.21	R7.12.22	NECネットワーク・センサ株式会社	通信・電子機器及び関連諸機器の設計・製造・販売並びに通信・電子機器等の保守メンテナンス	参与(嘱託)	無	有
14	黒田 全彦	58	自衛隊情報保全隊情報保全官	R7.7.2	R7.12.12	自衛隊情報保全隊情報保全官	R7.7.2	R7.12.23	重要事項についての隊務の整理	R7.12.23	R8.1.1	日本生命保険相互会社	生命保険業	特別営業顧問(嘱託)	無	有
15	宮崎 研三	58	海上自衛隊岩国航空基地隊付(海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令)	R7.2.4	R7.6.20	①海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令 ②海上自衛隊岩国航空基地隊付	①R7.2.4 ②R7.12.18	①R7.12.17 ②R8.1.11	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R8.1.11	R8.2.1	新明和岩国航空整備株式会社	航空機・航空機用装備品の修理業等	担当部長	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4, 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
16	吉田 行宏	58	航空自衛隊航空支援集団司令部総務部長	R7.10.10	R7.11.28	航空自衛隊航空支援集団司令部総務部長	R7.10.10	R8.1.31	隊務の掌理、管理監督	R8.1.31	R8.2.1	日本エヤークラフトサプライ株式会社	航空機部品の輸入事業等	顧問(囑託)	無	有
17	合間 友康	58	航空幕僚監部隊務評価室長	R7.8.26	R7.10.27	航空幕僚監部隊務評価室長	R7.8.26	R8.2.4	室務の掌理、管理監督	R8.2.4	R8.2.5	株式会社新開トランスポートシステムズ	精密機器の物流サービス等	シニアアドバイザー(囑託)	無	有
18	廣中 敬三	58	海上自衛隊中央業務会計隊付(海上自衛隊第2術科学学校副校長)	R7.5.23	R7.10.1	①海上自衛隊第2術科学学校副校長 ②海上自衛隊中央業務会計隊付	①R7.5.23 ②R8.1.16	①R8.1.15 ②R8.3.15	①校務統括 ②特に命ぜられた事項	R8.3.15	R8.3.16	豊国ショッピング株式会社	沿海旅客海運業	2等航海士	無	有
19	宮崎 浩一	57	陸上自衛隊東北方面混成団長	R7.8.1	R7.11.10	陸上自衛隊東北方面混成団長	R7.8.1	R8.3.16	東北方面混成団の指揮・統括	R8.3.16	R8.3.17	株式会社クリマテック	建築設備工事等	安全環境部担当部長	無	有
20	前田 利徳	58	陸上自衛隊東北方面混成団副団長	R7.9.4	R7.12.1	陸上自衛隊東北方面混成団副団長	R7.9.4	R8.3.22	隊務統括の補佐に関する業務	R8.3.22	R8.3.23	株式会社日本サーモエナー	ボイラ製造販売等	顧問(囑託)	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第19条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
1	小池 啓司	59	自衛隊那覇病院長	-	-	-	-	-	R5. 12. 22	R7. 10. 23	医療法人社団まほし会	医業	真星病院非常勤医師	無	無
2	小池 啓司	59	自衛隊那覇病院長	-	-	-	-	-	R5. 12. 22	R7. 11. 1	株式会社LAW務総研	嘱託産業医業務支援等	産業医(嘱託)	無	無
3	小池 啓司	59	自衛隊那覇病院長	-	-	-	-	-	R5. 12. 22	R7. 12. 13	医療法人南労会	医業	紀和病院非常勤医師	無	無
4	川口 雅久	59	自衛隊札幌病院長	-	-	-	-	-	R7. 3. 24	R7. 10. 8	防衛省	国家公務	自衛隊中央病院整形外科医師(非常勤)	無	無
5	志津 雅啓	50	航空自衛隊第2航空団基地業務群司令	-	-	-	-	-	R7. 3. 24	R7. 11. 25	トランス・パシフィック・グループ株式会社	コンサルティング、情報分析レポートの提供等	代表取締役社長	無	無
6	松岡 広哲	58	海上自衛隊第3術科学校長	-	-	-	-	-	R7. 3. 24	R7. 10. 1	三菱重工業株式会社	船舶、発電プラント、環境装置等の製造、産業用機械、航空・宇宙機器等の製造業	顧問	無	無
7	福井 達彦	61	近畿中部防衛局総務部総務課保全専門官(近畿中部防衛局企画部次長)	-	-	-	-	-	R7. 7. 31	R7. 10. 1	精華町役場	地方公務	総務部危機管理室主任技術員	無	無
8	石川 一郎	58	海上自衛隊第31航空群司令	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 12. 1	住友精密工業株式会社	航空・宇宙用機器、熱交換器、オゾン発生装置、MEMS機器製造業	顧問	無	無
9	磯貝 晋一	59	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 9. 8	自営	航空機関連アドバイザー	-	無	無
10	今吉 真一	58	防衛装備庁長官官房装備官(海上担当)	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 11. 1	日本電気株式会社	ITサービス事業、社会インフラ事業	顧問	無	無
11	影浦 誠樹	59	航空自衛隊航空総隊副司令官	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 11. 1	日本電気株式会社	ITサービス事業、社会インフラ事業	顧問	無	無
12	兒玉 恭幸	58	陸上自衛隊富士学校長 兼 富士駐屯地司令	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 11. 1	アジア航測株式会社	国内の航空測量業、建設コンサルタント事業等	総括技師長	無	無
13	小森 達也	60	北関東防衛局次長	-	-	-	-	-	R7. 8. 1	R7. 12. 1	日鉄物産株式会社	総合商社	プロジェクト推進部防衛施設担当部長	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3,4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
14	近藤 奈津枝	57	海上自衛隊大湊地区總監	-	-	-	-	R7.8.1	R7.12.1	デロイトトーマツスペース アンドセキュリティ合同会社	コンサルティング業務等	マネージング ディレクター	無	無	
15	櫻井 淳	60	沖縄防衛局次長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	株式会社奥村組	総合建設業	営業本部技術 部長	無	無	
16	佐藤 信知	58	航空自衛隊航空救難団司令	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	損害保険事業	顧問(囑託)	無	無	
17	篠村 和也	58	陸上自衛隊高等工科学校長 兼 武山駐屯地司令	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	アサガミ株式会社	運輸事業等	人材開発室長	無	無	
18	田中 登	59	防衛省人事教育局厚生課長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.10.1	各務原市	地方公務	各務原市副市 長	無	無	
19	塚崎 哲史	59	自衛隊横須賀病院長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	医療法人三輝会	診療	横須賀タワ ククリニック副 院長	無	無	
20	塚崎 哲史	59	自衛隊横須賀病院長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.7	医療法人社団Resonare黒坂 医院	診療	ザ・タワーく まさん整形外 科医師(非常勤)	無	無	
21	津曲 明一	58	航空自衛隊西部航空警戒管制 団司令 兼 春日基地司令	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	NTTドコモビジネス株式会 社	ICTサービス・ソリューション 事業、国際通信事業等	担当部長(囑 託)	無	無	
22	富樫 勇一	58	陸上自衛隊東部方面總監	-	-	-	-	R7.8.1	R7.10.1	東京海上日動火災保険株式 会社	保険業	顧問	無	無	
23	樋山 謙一郎	58	航空自衛隊補給本部副本部長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.1	三菱電機株式会社	総合電機製造会社	事業部長付(囑 託)	無	無	
24	平野 邦治	58	陸上自衛隊関西補給処長 兼 宇治駐屯地司令	-	-	-	-	R7.8.1	R7.10.1	朝日生命保険相互会社	保険業	顧問	無	無	
25	廣恵 次郎	58	陸上自衛隊教育訓練研究本部 長 兼 目黒駐屯地司令	-	-	-	-	R7.8.1	R7.11.17	GMOインターネットグルー プ株式会社	サイバーセキュリティ、AI&ロ ボティクス事業の推進等	グループサイ バー防衛事業 推進本部「6 」本部長	無	無	
26	増田 和夫	61	防衛事務次官	-	-	-	-	R7.8.1	R7.10.21	内閣官房	国家公務	内閣危機管理 監	無	無	
27	森下 泰臣	59	陸上幕僚長	-	-	-	-	R7.8.1	R7.12.1	川崎重工株式会社	各種船舶、航空機、車両等の 設計、建造、製造、修理等	全社ストラ テジック・アド バイザー	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
28	茂籠 勇人	59	大臣官房施設監	—	—	—	—	R7. 8. 1	R7. 11. 1	パンフィックコンサルタンツ株式会社	建設コンサルタント	理事・技術顧問	無	無	
29	吉田 圭秀	62	統合幕僚長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R7. 10. 15	自営	企業、シンクタンク、学校等における講話、講演、シンポジウムへの参加等。新聞、雑誌等への寄稿、取材受け等	—	無	無	
30	吉田 圭秀	62	統合幕僚長	—	—	—	—	R7. 8. 1	R7. 11. 10	株式会社富士通フューチャースタディーズ・センター	国際情勢と先端技術を横断的に研究し、富士通グループの中長期戦略の策定・実行を支援	顧問(非常勤)	無	無	
31	宇仁 健一郎	57	海上自衛隊中央業務会計隊付(防衛大学校防衛学教育群国防論教育室長 兼 防衛大学校教授)	R7. 5. 16	①防衛大学校防衛学教育群国防論教育室長 兼 防衛大学校教授 ②海上自衛隊中央業務会計隊付	①R7. 5. 16 ②R7. 8. 1	①R7. 7. 31 ②R7. 10. 1	①国防論に関する研究、教育 ②特に命ぜられた事項	R7. 10. 1	R7. 10. 2	さくら行政書士法人	行政書士	使用人行政書士	無	有
32	松浦 明裕	58	航空自衛隊中部航空方面隊司令部幕僚長	R7. 4. 1	航空自衛隊中部航空方面隊司令部幕僚長	R7. 4. 1	R7. 10. 7	司令部内の監督指導、整理	R7. 10. 7	R7. 11. 1	府中市役所	地方公務	危機管理担当監	無	有
33	金子 純一	58	海上自衛隊海上訓練指導隊群司令部司令付(海上自衛隊護衛艦いせ艦長)	R7. 6. 2	海上自衛隊海上訓練指導隊群司令部司令付	R7. 6. 2	R7. 10. 15	隊務統括	R7. 10. 15	R7. 12. 1	日本海洋事業株式会社	海洋調査船の運航、保守・管理等	次長	無	有
34	大元 貞典	58	海上自衛隊横須賀基地業務隊付(海上自衛隊大湊警備隊司令)	R7. 4. 25	①海上自衛隊横須賀地方総監部監察官 ②海上自衛隊横須賀基地業務隊付	①R7. 4. 25 ②R7. 8. 1	①R7. 7. 31 ②R7. 10. 27	①監察並びに安全及び事故調査に関する事務 ②特に命ぜられた事項	R7. 10. 27	R7. 10. 28	株式会社日本サーモエナー	各種ボイラ製造販売及びエンジニアリング、メンテナンス	顧問(常勤嘱託)	無	有
35	天内 一雄	58	陸上自衛隊高等工科大学校付(陸上自衛隊第13旅団第8普通科連隊長 兼 米子駐屯地司令)	R7. 7. 7	①陸上自衛隊高等工科大学校総務部長 ②陸上自衛隊高等工科大学校付	①R7. 7. 7 ②R7. 11. 10	①R7. 11. 9 ②R7. 12. 19	①総務業務の統括及び進捗管理、各種事業の企画・運営・統制 ②特に命ぜられた事項	R7. 12. 19	R7. 12. 20	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業等	損害サービス主任	無	有

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。